

○国家公安委員会告示第十六号

令和三年国家公安委員会告示第十四号（国家公安委員会関係産業競争力強化法第十二条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件）は、廃止する。

令和五年三月十七日

国家公安委員会委員長 谷 公一

附 則

この告示は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行する。